

宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

～令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨をうけて～

令和2年3月

○はじめに	2
○令和元年東日本台風（台風19号）による被害	3
○平成30年7月豪雨による被害	4
○第Ⅰ部（事例）	
①まず、何をどうしたらよいか分からない	5
②被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか	8
③担当部署の決定はどうやって行えばよいか	9
④民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか	11
⑤土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか	15
⑥土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどう考えて行えばよいか	17
⑦民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか	19
⑧ボランティアとの調整はどうすればよいか	20
⑨（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の理解を取り付けるにはどうすればよいか	21
⑩決定した土砂撤去方針を市民にどうやって周知すればよいか	22
⑪撤去業者を確保するためにはどうすればよいか	27
⑫交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来たした場合の工夫は	28
⑬国の支援制度はあるのか	30
○第Ⅱ部	
・「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果	44
・堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答	48

近年、全国各地で台風や地震等により大規模な災害が毎年のように発生しています。市街地においても、豪雨による土石流や洪水、河川氾濫などにより、土砂・がれきが宅地等に堆積するなどの甚大な被害が発生しています。

特に、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風(台風19号)による被害は甚大であり、今後、このような災害が多数発生することが想定されます。

こうした中で、本事例ガイドは、今後同様な災害が発生した際に、宅地等に堆積した土砂・がれきの撤去に携わる方々が、短時間で撤去のポイント等を理解し、「堆積土砂排除事業」をスムーズに活用して頂けるように、当事業を活用した市町村を対象にヒアリング調査を行い、市町村が抱く疑問について主な事例と共に解説し、まとめた資料です。

平成31年4月に、初めて、平成30年7月豪雨災害を例に事例ガイドをとりまとめたところであり、今回、令和元年東日本台風(台風19号)による被害を踏まえて、改定しました。

今回は、前回までの中国・四国地方の事例に、令和元年東日本台風(台風19号)により被災した東北・関東地方の事例を加えるとともに、被災した地方自治体から、堆積土砂排除事業の活用を検討する際に多かった質問事項について、「堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答」として新たにに取りまとめ、追加しました。

今後、本事例ガイドが、市街地に堆積した土砂・がれきの撤去手法に関する理解を深める一助となり、被災地の速やかな復旧に資することを期待します。

令和元年東日本台風(台風19号)による被害

令和元年東日本台風(台風19号)の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者99名、行方不明者3名、住家の全半壊等54,363棟、住家浸水37,289棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※消防庁「令和元年台風第19号及び前線による大雨による被害及び 消防機関等の対応状況(第63報)」(令和元年12月12日 15:00現在)
※上記数値には、10月25日からの大雨による被害状況を含む

信濃川水系千曲川(長野県長野市)



阿武隈川系阿武隈川(福島県須賀川市他)



荒川水系越辺川(埼玉県東松山市他)



久慈川水系久慈川(茨城県常陸大宮市他)



平成30年7月豪雨による被害

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)
 ※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」
 ※3: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生



市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>まず、何をどうしたらよいか分からない</p>	<p>事前に被災を想定、イメージした上で方針を決めておくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況把握(情報収集) ・担当部署 ・堆積土砂排除方針決定 ・仮置場選定・確保 ・各省庁事業の仕分け ・住民への情報提供手段 ・業者の確保 ・契約方法(協定) など <p>被災者に対して、自治体としての土砂撤去に関する基本方針を示すことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広島市の対応経緯を参照【参考1】 ➤ 広島市では災害直後(平成30年7月13日)に「民有地内の堆積土砂等の撤去について」基本方針を公表【参考2】

【参考1】平成30年7月豪雨災害における広島市対応経緯 国土交通省

主な項目	内訳別・実施時期
被害状況の把握	7月8日以降順次
堆積土砂排除の体制確立	7月11日 実施体制・人員確定
仮置場の選定(1次、2次) 【民有地土砂撤去に関する仮置場】	広島市地域防災計画に基づき、以下の場所を仮置き場として選定した。 「西部水資源再生センター事業用地」「瀬野川運動公園」「海田町事業用地」「福田消防訓練場」「中山公園」「出島東公園」 「可部運動公園」「矢野南学校予定地」
仮置場の確保 【民有地土砂撤去に関する仮置場】	7月8日 「中山公園(落合四丁目40)」、「矢野南学校予定地(矢野南三丁目18)」 7月10日 「可部運動公園(可部町勝木)」 7月11日 「出島東公園(出島一丁目22)」、「瀬野川運動公園(上瀬野町)」 7月12日 「消防局福田消防訓練場(福田町)」 7月18日 「西部水資源再生センター事業用地(扇二丁目(LECT裏))」 8月2日 「海田町事業用地(海田町寿町)」
堆積土砂排除方針の策定	7月12日
被災者への対応方針の情報発信	7月13日 基本方針公表
堆積土砂排除業者、運搬業者との契約	7月13日 「5社」に緊急工事等施行依頼を行った。その後、随時、緊急工事等施行依頼を行い、最終的には46社に58工事を依頼した。
堆積土砂排除事業開始	7月16日
堆積土砂総量推計	7月18日
堆積土砂排除完了(宅地・公共施設)	宅地は概ね平成31年度3月末完了予定
堆積土砂最終処分完了	平成31年8月末の予定
仮置場の現状復旧完了	平成31年8月末の予定

平成30年7月13日
下水道局
経済観光局

民有地内の堆積土砂等の撤去について

1 基本方針

今回の災害により、土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、民有地内の土砂等であっても市で撤去します。

その他の地区であっても、高齢者、障害者の方で、自力での撤去が困難な方については、区役所や各避難所に設置している被災者支援総合窓口にお申し出いただければ、本市において対応します。

そのほか、自宅の出入り口の確保等のために、緊急に土砂等を撤去する必要がある場合にも、相談に応じます。

なお、ボランティアの皆様や、地元で協働して土砂等を撤去される場合は、集められた土砂等は、前面道路に出しておいていただければ、本市で撤去します。

また、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去します。

2 撤去の進め方について

これまで、避難所に設置した被災者支援総合窓口で担当の職員が皆様のご要望をお聞きできるようにしているところですが、本日から、皆様のご要望を踏まえた具体的な現地調査を開始していくために、まずは、口田南地区から担当が出向いていく予定にしています。

今後については、道路上の土砂等の撤去が進み、仮置き場の確保が出来た地区から、順次、作業に着手していきます。

【窓口課・所管課等】

- ・中区役所維持管理課(504-2581)
- ・東区役所維持管理課(568-7747)
- ・南区役所維持管理課(250-8962)
- ・西区役所維持管理課(532-0947)
- ・安佐南区役所維持管理課(831-4957)
- ・安佐北区役所維持管理課(819-3941)
- ・安芸区役所維持管理課(821-4933)
- ・佐伯区維持管理課(943-9737)
- ・下水道局河川防災課(504-2411)
(民有地土砂等撤去班)
- ・経済観光局農林整備課(504-2752)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>被災状況の把握(情報収集)はどうやって行えばよいか</p>	<p>航空写真、住民からの通報、職員によるパトロールや出先機関からの情報提供など、複数の方法を確保しておくことで速やかに情報収集が可能となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 航空写真、住民からの通報、職員による現地調査など、複数の方法で行った。(広島市) ➤ 住民からの通報や職員パトロール。(熊野町、坂町、西予市、宇和島市、山田町) ➤ 住民からの要望を受け付けた後、職員による調査を行い堆積状況を把握。(三原市) ➤ 国土地理院による被災後の空中写真の活用や市民センター等出先機関からの情報提供。(呉市、宇和島市) <p>http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H30.taihuu7gou.html#1</p>

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>担当部署の決定はどうやって行えばよいか</p>	<p>予め担当部署を決定しておくことで初動を早めることができます。</p> <p>また住民からの要請は、ある時期から一気に増えるため、人員の増員も事前に想定しておく必要があります。</p> <p>新たに、土砂・がれき等の撤去を担当する専門の部署を設置することも必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予め担当部署を決めており、下水道局河川防災課が対応した。(広島市) ➤ 県の所管部署を参考に町内部の組織で最も近い部署を窓口・担当として対応した。(熊野町) ➤ 堆積土砂やがれきの排除に対応する「災害廃棄物対策チーム」を設立し、受付と土砂対応は都市開発課(農地は農林整備課)が、ガレキは環境管理課、道路・河川等は土木管理課が対応することとした。(三原市) 【参考3】 ➤ 新たに、土砂・がれき等の撤去や被災家屋の解体・撤去を担当する専門チームを設置。(丸森町)【参考3】

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>担当部署の決定はどうやって行えばよいか</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国交省都市局所管事業のため、今後の補助申請もあるので、都市整備チームが担当することとした。(山田町、久慈市) ➤ 家屋解体業務は生活環境課の所掌であるが、業務過多のため、都市整備課で引き受けた。当初は都市整備課の職員5名を配備。相談件数の多さ、現場対応・住民対応等に時間を要したことから、一時的に3名増員。また、生活環境課が所掌である公費解体業務を、業務過多であり対応困難とのことで、都市整備課で引き受け、両業務合わせて最大時15名で対応。(宇和島市)

三原市の例

平成 30 年 8 月 7 日

災害廃棄物対策チームの設置について

1 目的

平成 30 年 7 月豪雨災害により、山地部の斜面崩壊により大量の土砂が流出し、市内各所において、家屋・宅地、田畑、道路・河川の埋塞が発生し、依然として、市民生活の再建に大きな支障を及ぼしている。（発災概ね 1 ヶ月経過）

土砂流出被害（土砂流出により発生したガレキ含む）への対応に係る事務を効率化し、市民サービスを向上させるため、各部課の所掌を一元化した災害廃棄物対策チームを設置する。

2 内容・体制

① 業務内容

家屋・宅地、田畑、道路・河川に関わらず一元的に、土砂流出被害に係る現地を確認・調査し、その対応を主務課と調整のうえ決定し、市民にその結果を回答する。

② 体制

対策チーム (11 人)	被災状況	主務課
リーダー 都市開発課長		
【関係課】		
○農林整備課	ガレキ等を自己撤去した場合の償還	環境管理課
○土木管理課	宅地等の土砂等の除去	都市開発課
○環境管理課	農地の土砂等の除去	農林整備課
◎都市開発課	道路・河川等の土砂等の除去	土木管理課

※ ◎都市開発課 調整担当課

※ 設置場所 本庁 4 階第 3 会議室

電話 0848-67-6157 内線 1421・1422・1423

※ 受付班 関係 4 課 1 名 計 4 名

※ 現場調査班 3 班×2 名（農林、土木、都市）計 6 名

※ 人員については課内で調整が困難な場合は、部内で調整する

【令和元年台風19号災害関連情報】

丸森町からのお知らせ(第14号)

【抜粋】

令和元年12月4日 丸森町災害対策本部

災害からの復旧・復興に向けた新体制をお知らせします

町長を本部長とした「丸森町復興推進本部」を設置するとともに、新たに「復興対策監」を任命し、災害からの復旧・復興に向けた体制を整え、被災された方々の生活再建と町の復興を推進します。

復興対策監

災害復旧対策室

◆業務内容

被災した道路や農地・農業用施設、林業施設等の災害復旧事務を担当します。

室長

室長補佐(兼農林土木災害対策班長)

室長補佐(兼公共土木災害対策班長)

室長補佐

監理班長

復興推進室

◆業務内容

災害復興に係る方針及び計画の策定、復興推進本部の運営、災害復興事業に係る情報収集、企画立案及び総合調整、災害復興事業に係る関係機関との連絡調整、国・県等への復興支援に係る要望関連事務を担当します。

室長

室長補佐

復興推進班長

災害廃棄物対策室

◆業務内容

土石流や河川はん濫により堆積した土砂・がれき等の撤去や被災家屋の解体・撤去等の事務を担当します。

室長

参事(兼室長補佐)

室長補佐(兼堆積土砂対策班長)

廃棄物対策班長

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか</p>	<p>予め民有地内堆積土砂排除事業に関する基本方針を策定しておくこと、</p> <p>また現場の状況に合わせて柔軟に方針を改定することも重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民有地内堆積土砂排除事業に関する基本方針(平成11年9月10日策定、平成26年8月22日改訂)を策定していた。(広島市) ➤ 丸森町では、被災後(令和元年11月13日)に「宅地内に流入し堆積した土砂等の処理についての基本方針」を公表した。【参考4】 ➤ 8月8日に関係者を集めた庁内の説明会を開催し、現地調査班の業務の流れや三原市の対応方針、受付表などで説明を行ったが、その後現場対応の疑問点が多く出たので、2回にわたって方針や判断基準を改定した。(三原市)【参考5】 ➤ 「二次災害のおそれや衛生上等公益上必要」と判断できるものを事業の適用対象とした。(宇和島市)

令和元年11月13日

丸 森 町

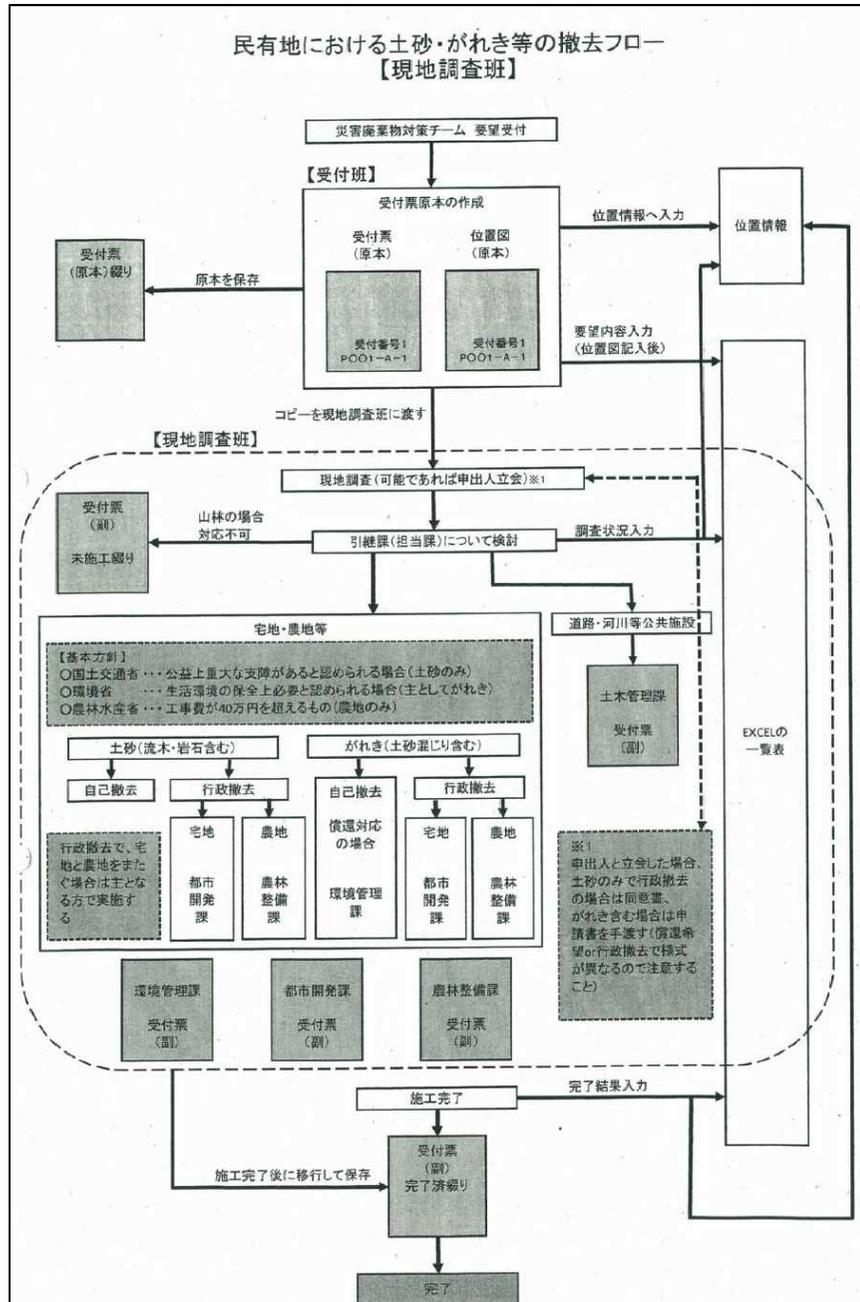
宅地内に流入し堆積した土砂等の処理についての基本方針

台風19号の大雨により発生した大規模な河川の氾濫やがけ崩れにより流出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積した宅地について撤去が困難な方は、所有者からの申請に応じて、町が所有者に代わり撤去を行う。ただし、家屋内や床下に堆積した土砂等の撤去については、対象外とする。

また、ボランティアや地元で共同し土砂等を撤去し、道路脇等に集積されたものについても町が撤去を行う。

なお、既に自らの費用負担により、撤去・処分等を行った方については、適正な費用を返還するものとする。

【参考5】三原市の民有地における土砂・がれき撤去方針



民有地における土砂・がれき等の撤去について

事業名	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業)	災害等廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	三原市の方針	三原市の支援対象 にならないもの	
所管省庁	国土交通省	環境省	三原市		
趣旨	市街地災害の速やかな復旧 二次災害等の公益上重大な 支障	生活環境の保全	生活環境の保全 二次災害等の公益上重大な 支障		
対象エリア	市街地 都市計画区域内及び区域外の集落 地(独立した家屋が10戸以上隣 接)	市内全域 土砂混じりがれきが宅地内に流入 した等の被害を受けた住家	市内全域		
適用対象となる土砂等	土砂のみ ・泥土、砂礫、岩石、樹木等の自然 物	がれき ・全半壊の場合、家屋の解体撤去 も可能	土砂・がれき ・半壊未満の家屋の解体撤去は対 象外 ・リフォームを目的としたがれき の撤去は対象外 ・空き家・納屋・倉庫で住家と離 れた位置で生活環境の保全上、 必要と認められない場合は対象 外		
対象範囲	宅地	○ ・市が指定した集積場から仮処分 場への排除が対象 ・今回の豪雨災害では、二次災害 防止等の公益上必要な場合、宅 地内の直接除去も可能	○ ・所有者自ら撤去した費用につい ても、償還の対象とする(土砂 のみを除く) ・空き家・納屋・倉庫について も、住家と同様に敷地内又は隣接 したものであれば対象とする		
	農地	×	×	△ ・工事費が40万円以上は農地・ 農業用施設災害復旧事業により 実施 ・工事費が40万円未満は、住家 に隣接するなど、生活環境の保 全または公益上必要と認められ る場合のみ実施	・工事費が40万円未満で住家と 離れた距離の農地は対象外 ・耕作放棄地等の富農意識のない 農地で住家と離れた距離の農地 は対象外
	山林	×	×	×	・山林が対象外のため、山林内に 堆積する崩土も対象外 ・崩れかけている山柱も対象外
	墓地	×	×	△	・住家と隣接するなど、生活環境 の保全または公益上必要と認め られる場合のみ実施
	事業所	○	○	○	・事務所のみ、店舗のみ、工場の みは中小企業でも対象外 ・大企業は対象外
負担割合	国 1/2、市 1/2 (豪基災害指定時) 交付税措置 市負担 1/2 の 95%~98.4% 市負担 2.5%~0.8%	国 1/2、市町 1/2 (豪基災害指定時) 交付税措置 市負担 1/2 の 80%~91.4%市負担 10%~4.3%程度 諸経費は15%のみが対象			
実施主体	三原市	三原市 (特例により個人も可)	三原市 (土砂混じりがれきは個人も可)		
個人実施に よる 趣及の可否	×	○ ・写真、領収書が揃えられてい る場合	△ ・がれきが含まれているもの(土 砂混じりがれきなど) ・り災証明、写真、領収書等が必 要	・宅地内であっても土砂のみでは 趣及の対象外	
備考		・全半壊した自宅の破片やがれき ・宅地内に堆積した土砂混じりの がれき ・全半壊家屋の撤去 ※土砂のみは対象外			

※ 三原市の方針中 _____ 線の事項は、市の単独費での実施になる可能性が大きい。(災害査定で国へ申請する予定であり、その結果による。)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか</p>	<p>地域防災計画等の中で処分場、仮置場(仮置場の役割(積替え、分別)や場所)を位置づけておくことが重要です。</p> <p>なお、候補地は、立地条件、前面道路幅、所有者、面積、土地利用、輸送ルートなどを考慮することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域防災計画に「災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備」として仮置場及び処分場の候補地を予め選定していた。(広島市)【参考6】 ➤ 災害土砂は、やむなく最終処分とし、近隣の民間処分場に仮置き土砂の状態を確認し受け入れてもらった。(熊野町) ➤ 台風の予報が出た時点で万が一の事態に備え、東日本大震災で活用した仮置き場を候補地として選定していた。(山田町)

第14節 災害復旧・復興体制への備え

第1 各種データの整備保全《市有財産管理者》

- 1 災害復旧・復興の円滑化を図るため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全に努める。また、企業等に対しても、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - (1) 住民基本台帳、市税、福祉、国保・年金等の重要情報は、必要に応じてデータを複製し遠隔地で保管するなどのバックアップ体制を整備し、被災・滅失の防止対策を図る。
 - (2) 市有施設等の財産管理者は、電子化やシステム化により管理台帳や図面等のデータの整備保全を図るとともに、施設の早期復旧のためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 公共土木施設の財産管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、複製やマイクロフィルム等により別途保存を図り、資料の被災の回避に努める。

第2 災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

地震災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。

1 関係機関との連絡体制の確立

関係機関の範囲及びその役割を明確にし、地震災害発生時における連絡体制を確立する。

2 資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

3 仮置場・処分場の確保

地震災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、仮置場及び処分場の候補地を次のとおり選定する。

- (1) 処分場の候補地
玖谷埋立地（災害廃棄物）
- (2) 仮置場の候補地

西区竜王公園	安佐南区広島広域公園	安佐北区可部運動公園
安芸区瀬野川公園	佐伯区佐伯運動公園	

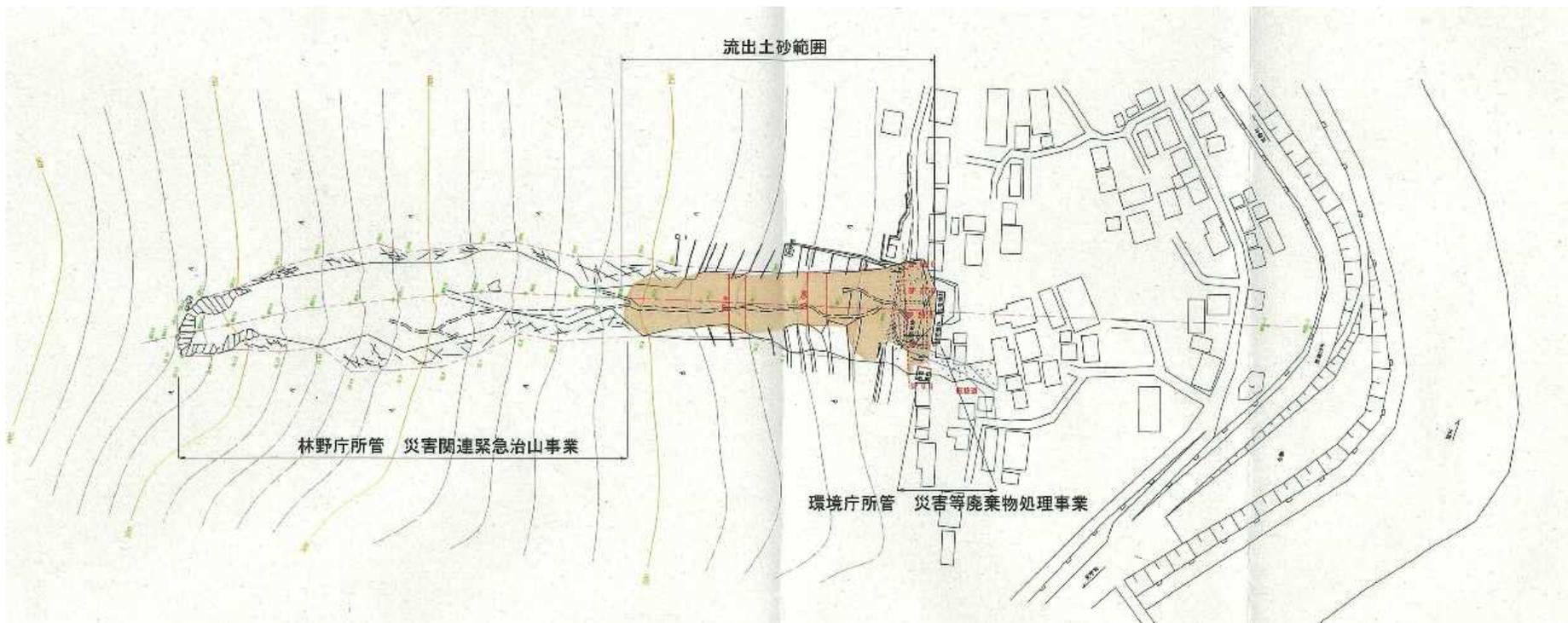
4 災害廃棄物及び土砂の処分方法

災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどういう考えで行えばよいか</p>	<p>国土交通省、環境省、林野庁など複数の関連事業があるため、事業毎の実施可能箇所を確認し、どのエリアをどの事業を使って効率よく実施するかを決める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ がれきが混ざった宅地内については、現地で分別し、土砂は堆積土砂排除事業で対応し、がれきは災害廃棄物等処理事業(環境省)で対応した。(家屋が土砂で埋塞しており現地分別が困難な箇所は、ほぼ公費解体(環境省)となっている。)(宇和島市) ➤ 土砂とがれきについて、発生個所において分別可能であったため、あらかじめ分別したうえで、土砂は国交省事業、がれきは環境省事業とそれぞれで処理をした。(久慈市) ➤ 国土交通省の堆積土砂排除事業と、林野庁所管の災害関連緊急治山事業、環境省所管の災害等廃棄物処理事業で実施することとし、二重採択防止のため、関係機関で協定を締結した。(西予市)【参考7】

【参考7】西予市の明間地区の事業区分

- ◇環境省事業：家屋のがれき部分のみ
- ◇国土交通省事業：宅地及び生活道の範囲でがれきを除く範囲
- ◇林野庁事業：堆積土砂排除事業で実施する生活道を境に上部範囲



市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか</p>	<p>苦情や手戻りがないよう申請者、施工業者、自治体の3者、あるいは申請者と自治体の2者で立ち会うやり方など、被災状況や人員体制に応じて適宜やり方を決める必要があります。</p> <p>また申請窓口を被災地域内に開設し、速やかに対応できる体制づくりもあわせて検討する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土砂排除作業着手前に、事業申請者と施工業者、町の3者で現地立ち会いし、実施範囲を確認し、手戻りや苦情がないようにした。(熊野町) ➤ 呉市天応地区などは、市民センターが避難所や地域の拠点となっており、宅地内土砂の撤去に関する情報を収集しながら対応した。(呉市) ➤ 市で土のう袋を配布するとともに、宅地前道路を集積場に指定し、住民及びボランティアにより集積場に出された土のう及び土砂を市が撤去した。(久慈市)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>ボランティアとの調整は どうすればよいか</p>	<p>ボランティアとの作業分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の危険性 ・作業難易度(人力での対応可否)など <p>を考慮して検討する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則、自力での排出が困難な規模の大きな事案について直接排除することとし、小規模・簡易なものについては、ボランティア窓口と連携して作業箇所を振り分けた。(熊野町) ➤ 二次災害のおそれがない、または衛生上等公益上必要でないと判断した場合、家屋解体が決定していれば災害廃棄物処理事業で対応したが、家屋解体の予定がない場合の土砂排除については、ボランティアの活用を検討した。(宇和島市) ➤ 調整の必要がある場合にはボランティアセンターから連絡をしてもらい対応することとした。(山田町) ➤ 家の周り(外)の土砂は自衛隊や住民で概ね撤去できたため、主に家の中(床下等)の土砂撤去をお願いした。(普代村)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>ボランティアとの調整は どうすればよいか</p>		<p>➤ 県庁で日々開催された「関係者打合せ」において、災害NGO結・県社協・市社協との調整や現地での個別調整を行った。(長野市)</p>

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>(遠隔地の)民有地所有者から土砂撤去の了解を取り付けるにはどうすればよいか</p>	<p>被災後に空き家の所有者を特定するには多大な労力を要します。特に警戒区域内にある空き家については、日頃より所有者の特定と連絡先を把握しておくことが重要です。</p> <p>遠隔地にいる所有者に対しては、ご自身の宅地の被害状況や土砂撤去の同意書のみならず</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災地周辺の被害状況(写真等) ✓ 復旧・復興に関する様々な支援制度 等の情報もあわせて郵送することで、土砂撤去の了解が得やすくなると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非住家所有者の連絡先が不明な所があったが、自治会長が親戚を知っており、そこから所有者の連絡先が分かり、電話により了解を得た。遠隔地居住者は災害が起きたことはニュース等で知っているが、自治体がどのような支援を行っているかは知らない。土砂撤去だけでなく他の支援制度もあわせて説明を行い一緒に復旧に取り組もうという気持ちを持って頂けたので了解を得られた。(宇和島市) ➤ 遠方におられる方の住所を調べて現場の写真(写真は市職員が撮影)や同意書を郵送して実施した。住所は遠方に避難された方は区役所で避難先を調べたり、空き家物件があれば法務局で調べるなどした。(広島市) ➤ 市外在住の方は郵送により同意を取り付けた。土砂撤去時に家屋への立ち入りや工作物の撤去が必要な場合などは土地所有者に現場立会を依頼した。現場立会を断られた案件はなかった(三原市)。

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>決定した土砂排除方針を市民にどうやって周知すればよいか</p>	<p>土砂排除に関して、よくある質問に対するQ&Aなど分かりやすい資料をチラシ、HPなど様々な手法で情報提供する必要があります。</p> <p>また被災地近くの公民館や市民センターなどに窓口を設置することも有効とされます。</p> <p>被災地区の防災行政無線で被災者にお知らせすることも有効です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被害が分散し、公費撤去の情報を知らない方のために自費撤去に対する償還払い制度の案内、Q&Aをチラシ、HP等で周知。(呉市)【参考8・9】 ➤ 防災行政無線を活用した。(山田町、久慈市)

H30.9.21 改定版

※呉市に撤去を依頼される方へ

被災建築物・土砂混じりがれき撤去制度のご案内(公費撤去)

平成30年9月 呉市

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は宅地内に流入した土砂混じりがれきについて、所有者の依頼に基づき、呉市が所有者に代わって撤去を行うものです。

1 撤去の対象

(1) 被災建築物の撤去の対象要件

次のいずれも満たす必要があります。

- ① 災証明で、半壊以上の認定を受けたもの(全壊、大規模半壊、半壊が対象)
- ② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業であること
- ③ 家屋等をすべて解体・撤去するもの

※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。

住家以外の空き家や事業所なども原則対象となります。

周りに住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意】※市が撤去するのは次の範囲です。

- 撤去の対象は、地上より上の建物部分と基礎部分(杭基礎は除きます。)
- 地下室や地中の埋設物は対象外(ただし、浄化槽は撤去します。)
- 庭木、庭石などは対象外
- ブロック塀などは、原則撤去しませんが、損壊して危険である、作業上支障となるなどの場合は対象
- 解体後は荒整地のみ(きれいな砂を入れての整地は行いません。)

(2) 土砂混じりがれきの撤去の対象要件

次のいずれも満たす必要があります。

- ① 人力等では撤去が困難なもの
- ② 宅地内に堆積しているもの
※農地や山林に堆積しているものは対象ではありません。ただし、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去する場合があります。

【注意】

- 市が撤去する範囲は、機械で撤去できる範囲となりますので、家屋の中の土砂混じりがれきについて、市では原則撤去できません。なお、家屋の中の土砂混じりがれきは、敷地の中に出していただければ、市で撤去します。
- 家屋の清掃や消毒作業は行いません。
- 法面の復旧など、現状復旧は行いません。

2 受付に必要な書類等

(1) 被災建築物の撤去(同時に土砂混じりがれきを撤去する場合を含む。)

- ① 申込書(実印を押印。印鑑登録証明書添付。)(《公費撤去 様式第1号》)
- ② 申込者の身分証明書(写真付き)の写し(写真なしの場合は2種類)
- ③ 災証明書(写しても可)
- ④ 登記事項証明書(建物・全部) ※未登記の場合は、資産税課の名寄帳の写し
- ⑤ 建物配置図(解体する建物を明記してください。手書き可。様式以外も可)
《公費撤去 家屋 添付書類①》
- ⑥ 状況写真(被災状況が分かる写真。様式以外も可)《公費撤去 家屋 添付書類②》
- ⑦ 委任状(申込者と所有者が異なる場合。所有者の実印の押印。印鑑登録証明書添付)
《公費撤去 家屋 添付書類③》
※申込者のほかに建物の権利者がいる場合は、下記の書類が必要です。
- ⑧ 同意書(共有者・相続権者・法定代理人。権利者の実印の押印。印鑑登録証明書添付)《公費撤去 家屋 添付書類④》
相続権者の場合は、相続関係図・被相続人の相続権者がわかる戸籍謄本等、遺産分割協議書又は公正証書等の添付が必要となります。
- ⑨ 同意書(建物に関する権利者。抵当権者、賃借権者など。権利者の実印の押印。印鑑登録証明書添付)《公費撤去 家屋 添付書類⑤》

※個別の状況により、必要書類を追加していただく場合があります。

- ・アパートの場合は、賃借人全員の同意書が必要
- ・必要に応じて、隣接地権者等の同意が必要《公費撤去 家屋 添付書類⑥》 など

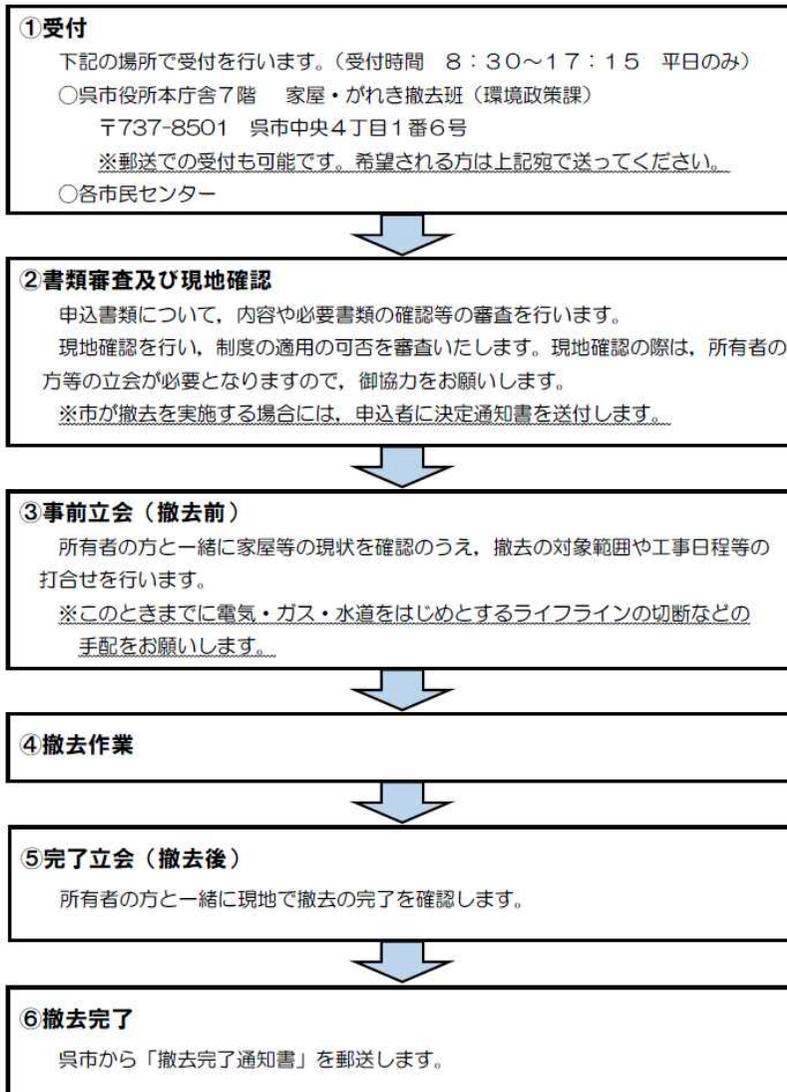
※呉市で発行する印鑑登録証明書や資産税課の名寄帳の写しは、窓口で災証明書を提示すれば無料でとれます。

(2) 土砂混じりがれきの撤去

- ① 申込書《公費撤去 様式第2号》
- ② 申込者の身分証明書(写真付き)の写し(写真なしの場合は2種類)
- ③ 敷地配置図(撤去する土砂混じりがれきの範囲を明記。手書き可。様式以外も可)
《公費撤去 がれき 添付書類①》
- ④ 状況写真(被災状況が分かる写真。様式以外も可)《公費撤去 がれき 添付書類②》
- ⑤ 委任状(申込者と宅地所有者が異なる場合)《公費撤去 がれき 添付書類③》

※申込に必要な書類の様式は、家屋・がれき撤去班(市役所本庁舎7階環境政策課)、各市民センターでお渡しします。また、市のホームページからもダウンロードできます。<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/dosyatekkyo.html>

3 受付から撤去完了までの主な流れ



4 Q & A 【公費撤去(市による撤去)の場合】

- 問** 撤去の費用は、所有者の負担になるのか。
答 市が負担します。ただし、家屋等の撤去の支障となる電気・ガス・水道をはじめとするライフラインの切断などの手配をお願いします。
- 問** 所有者が遠隔地に居住しているが、手続はどうしたらよいか。
答 郵送での申込も受け付けますが、撤去する建物の確認(事前立会)、撤去後の状況確認(完了立会)の際は、立ち会いをお願いします。
- 問** アパートの場合、家主が申込するのか、居住者ごとの申込になるのか。
答 アパートの所有者(家主)が申込者になります。
 その場合、入居者全員の同意を得てください。
- 問** 被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのか。
答 市で行うのは、被災家屋全体の撤去のみとなります。増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、そのうちの一部だけを撤去することはできません。
- 問** 倉庫・納屋なども撤去してもらえるのか。
答 家屋と同じ敷地や隣接している場合は対象です。
 ただし、周りに住家など無い畑の中の作業小屋のようなものは、対象となりません。
- 問** 建物の基礎は撤去してもらえるのか。また、浄化槽も撤去してもらえるのか。
答 ベタ基礎、布基礎など建物の基礎部分も撤去します。ただし、杭基礎は、撤去しません。また、浄化槽も撤去します。なお、地下室や地下構造物などは撤去しません。
- 問** 撤去する前に家屋内の荷物等を搬出する必要があるのか。
答 不要な大型ごみ(家具、家電製品等)は、家屋と一緒に撤去しますので、搬出する必要はありません。ただし、貴重品など必要な物は事前に搬出してください。

【問合せ先】

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
 家屋・がれき撤去班(呉市役所本庁舎7階 環境政策課)
 電話番号 0823-25-5715
 時間 8:30~17:15(平日のみ)

H30.9.21 改定版

※既に自費で撤去された方へ

被災建築物・土砂混じりがれきを 既に自費で撤去された方へ償還のご案内（費用償還）

平成30年9月 呉市

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は宅地内に流入した土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。

1 償還の対象

（1）被災建築物の撤去の対象要件

次のいずれも満たす必要があります。

- ① 災証明で、半壊以上の認定を受けたもの（全壊、大規模半壊、半壊が対象）
- ② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業であること
- ③ 家屋等をすべて解体・撤去するもの

※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。

住家以外の空き家や事業所なども原則対象となります。

周りに住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意】※償還の対象となる撤去は次の範囲です。

- 撤去の対象は、地上より上の建物部分と基礎部分（杭基礎は除きます。）
- 地下室や地中の埋設物は対象外（ただし、浄化槽は対象です。）
- 庭木、庭石などは対象外
- ブロック塀などは、原則対象外ですが、損壊して危険であった場合は対象
- 解体後は荒整地のみ（きれいな砂を入れての整地は対象外です。）

（2）土砂混じりがれきの撤去の対象要件

次のいずれも満たす必要があります。

- ① 人力等では撤去が困難なもの
- ② 宅地内に堆積していたもの
※農地や山林に堆積していたものは対象ではありません。ただし、宅地と隣接しているなどの条件によっては、農地でも対象となる場合があります。

【注意】

- 家屋の清掃や消毒作業は対象外です。
- 法面の復旧など、現状復旧や改良工事は対象外です。

2 受付に必要な書類等

（1）被災建築物の撤去（同時に土砂混じりがれきを撤去した場合も含む）

- ① 申込書《費用償還 様式第1号》
- ② 申込者の身分証明書（写真付き）の写し（写真なしの場合は2種類）
- ③ 災証明書（写しでも可）
- ④ 登記事項証明書（建物・全部）【原本】※未登記の場合は、資産税課の名寄帳の写し
- ⑤ 建物配置図（解体した建物を明記してください。手書き可。様式以外も可）
《費用償還 家屋 添付書類①》
- ⑥ 建物解体証明書（解体工事を行った業者が作成したもの）
- ⑦ 状況写真（撤去前・撤去後）（様式以外も可）《費用償還 家屋 添付書類②》
- ⑧ 撤去に係る契約書の写し
- ⑨ 撤去費用に関する領収書の写し
- ⑩ 撤去費用に関する内訳がわかるものの写し（工事内訳明細など）
- ⑪ 撤去で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合の
マニフェスト伝票の写し（市の仮置場に搬入した場合は不要です。）
- ⑫ 委任状（申込者と建物所有者が異なる場合。）《費用償還 家屋 添付書類③》
- ⑬ 同意書（共有者がいる場合）
《費用償還 家屋 添付書類④》
- ⑭ 誓約書（同意書の提出が難しい場合など）《費用償還 家屋 添付書類⑤》

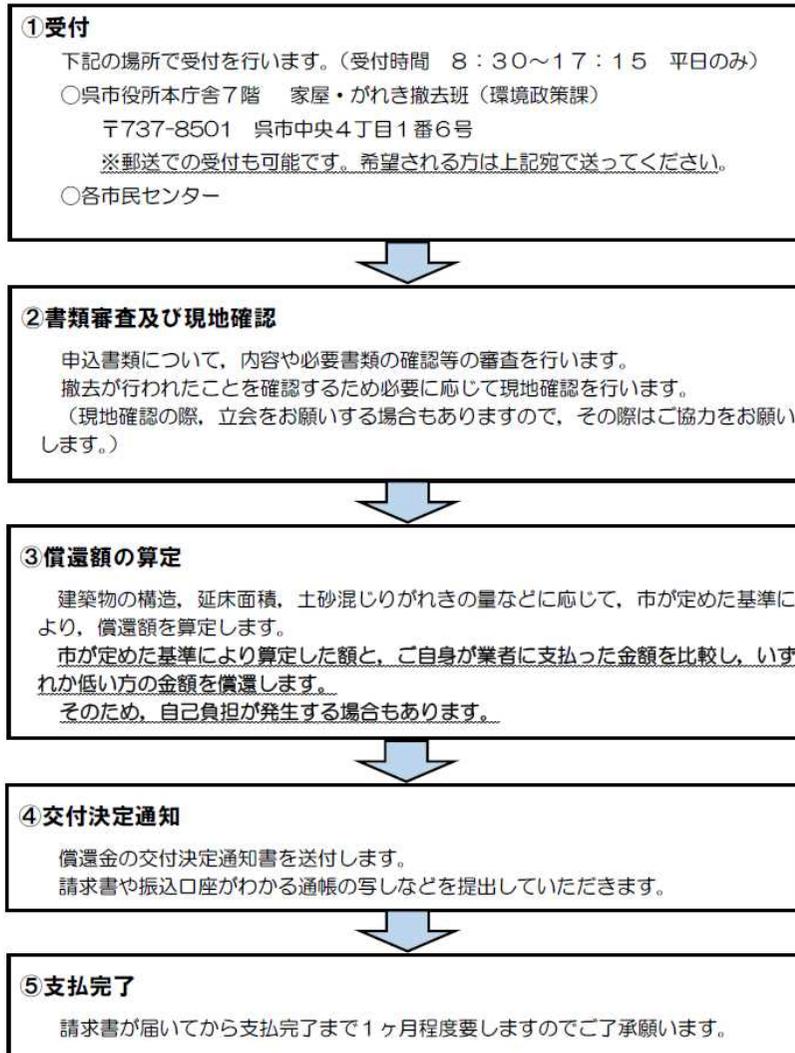
※呉市で発行する印鑑登録証明書や資産税課の名寄帳の写しは、窓口で災証明書を提示すれば無料でとれます。

（2）土砂混じりがれきの撤去

- ① 申込書《費用償還 様式第2号》
- ② 申込者の身分証明書（写真付き）の写し（写真なしの場合は2種類）
- ③ 敷地配置図（撤去した土砂混じりがれきの範囲を明記。手書き可。様式以外も可）
《費用償還 がれき 添付書類①》
- ④ 状況写真（撤去前・撤去後）（様式以外も可）《費用償還 がれき 添付書類②》
- ⑤ 撤去に係る契約書の写し
- ⑥ 撤去費用に関する領収書の写し
- ⑦ 撤去費用に関する内訳がわかるものの写し（工事内訳明細など）
- ⑧ 撤去で排出した土砂混じりがれきを産業廃棄物として処理した場合の
マニフェスト伝票の写し（市の仮置場に搬入した場合は不要です。）
- ⑨ 委任状（申込者と費用負担者が異なる場合）《費用償還 がれき 添付書類③》

※申込に必要な書類の様式は、家屋・がれき撤去班（市役所本庁舎 7階環境政策課）、各市民センターでお渡しします。また、市のホームページからもダウンロードできます。（<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/dosyatekkyo.html>）

3 受付から支払いまでの主な流れ



4 Q & A 【自費撤去（費用償還）の場合】

- 問 知人や友人に頼んで日当を払って撤去してもらったものは対象か。
答 知人や友人、ボランティアなどに支払った日当やお礼は、対象外です。
- 問 領収書に内訳書をつける必要はあるのか。
答 見積明細書、請求内訳書など、経費の内訳のわかるものが必要です。
- 問 重機が入らない場所なので業者が人を入れて撤去した。人力だけでも対象か。
答 業者に委託した費用は、対象となります。
- 問 重機を借りて自分で撤去した場合も対象か。
答 重機の借り上げ料は、対象となります。
- 問 重機を購入した場合の購入費は対象か。
答 購入した重機は、他の用途にも使用できるので、対象となりません。
重機以外の機材についても同様です。
- 問 費用の上限はあるのか。支払った金額、全額を償還してもらえるのか。
答 費用の上限はありませんが、費用が適正か否かを判断するため、内訳書を提出していただきます。この支払内訳を基に、市が定めた基準により算定した額と、ご自身が業者に支払った金額を比較し、いずれか低い方の金額を償還します。そのため、自己負担が発生する場合があります。
- 問 家の中の土砂混じりがれきを業者に頼んで撤去した費用も対象か。
答 宅地内の土砂混じりがれきの撤去と併せて、家の中の撤去を業者に委託した場合は、対象となります。
- 問 撤去前後の写真はあるが、撤去中の写真は必要か。
答 撤去中の写真は必須ではありませんが、あれば提出をお願いします。

【問合せ先】

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
家屋・がれき撤去班 (呉市役所本庁舎7階 環境政策課)
電話番号 0823-25-5715
時 間 8:30~17:15 (平日のみ)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>撤去業者を確保するためにはどうすればよいか</p>	<p>予め災害発生時に業者や業界団体等と協定を締結しておくことが重要です。</p> <p>自治体内に業者が少ない場合は国や県と速やかに調整し、業者を確保することも重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 作業員、機械等の確保については、「広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱」により、災害時における事業者の協力体制を予め整備していた。(広島市) ➤ 宅内土砂の施工箇所の近隣で他の災害復旧事業に従事している業者を優先して依頼し業者の確保ができた。(熊野町) ➤ 広島県に相談し、町外の土木業者の紹介をお願いした。広島市内の業者を約15社紹介してもらい、対応が可能となり堆積土砂の排除がスムーズに進められた。(坂町) ➤ 業者と単価契約を行い、1社随契で速やかに対応した。(宇和島市) ➤ 災害協定に基づき、地元建設業協会に業者を確保してもらった。(山田町、久慈市)

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来たした場合の工夫は</p>	<p>堆積土砂の搬出がスムーズに行えるルート(自動車専用道など)がある場合は、運搬車両を優先的に通行させることについて道路管理者等と速やかに協議する必要があります。</p> <p>必要に応じて、各道路管理者等により構成される「災害時の渋滞対策に関する交通マネジメントに関する検討会」などを立ち上げ、災害対応について関係者が連携し実施する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有料道路を管理する公社等と協議して、災害土砂運搬車両は無料通行可能とすることとし、搬出に係る時間の短縮を図った。(熊野町) ➤ 平成30年7月豪雨災害直後、整備局や県、市、警察などで構成される「広島県災害時渋滞対策協議会」を設置し、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等のソフト・ハードの渋滞対策を実施。(広島市、呉市等)【参考10】 ➤ 昼間は市民・ボランティアによる作業が行われることや災害ゴミを被災地から搬出する作業と調整し、夜間に土砂運搬作業を行った。また、地域内は道が狭いため、時間帯により警察等の協力を得て一方通行とするなど混乱の低減を図った。(長野市)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中国地方整備局同時発表

平成30年7月
豪雨関連

Press Release

平成30年8月22日
道路局企画課

『広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会』を設置します

平成30年7月豪雨災害直後、整備局や県、市、警察などで構成される「広島県災害時渋滞対策協議会」を設置し、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等のソフト・ハードの渋滞対策を実施してきたところです。

一方で、国道31号の広島から呉方向の朝ピーク時間帯に依然として著しい渋滞があることなどから、有識者、行政、交通事業者及び経済団体等で構成される「広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会」を新たに設置し、交通需要抑制も含めた包括的な交通マネジメントを実施していきますのでお知らせします。

1. 開催日時 平成30年8月23日（木）10:00～12:00
2. 開催場所 広島合同庁舎2号館7階5号会議室
（広島市中区上八丁堀6番30号）
3. 委員 別紙のとおり

<報道関係のみなさまへ>

- 会議は非公開となりますが、冒頭の「挨拶」まで頭取り可能です。
- 頭振りをご希望の方は、会議開始5分前までに会場へお越しください。
- 議事概要については会議終了後に公表する予定です。

問い合わせ先：

道路局 企画課 道路経済調査室 掛井（内線 37632）
（代表）TEL. 03-5253-8111
（企画課直通）TEL. 03-5253-8485 FAX. 03-5253-1618
中国地方整備局 道路部 道路計画課 吉田（内線 4211）
（代表）TEL. 082-221-9231（夜間）TEL. 082-511-6301

<別紙>

広島・呉・東広島都市圏災害時交通マネジメント検討会 委員名簿（案）

広島大学大学院国際協力研究科 藤原教授
呉工業高等専門学校 神田教授
広島大学大学院工学研究科 塚井准教授
広島大学大学院国際協力研究科 力石准教授
中国経済連合会 部長
広島商工会議所産業・地域振興部 地域振興チームリーダー
呉商工会議所 振興部長
広島県バス協会 事務局長
西日本旅客鉄道株式会社広島支社 企画課長
広島電鉄株式会社バス事業本部バス企画部 業務課長
中国経済産業局産業部 流通・サービス産業課長
中国運輸局交通政策部 次長
中国地方整備局 道路部長
中国地方整備局広島国道事務所 副所長
広島県警察本部交通部 交通規制課長
広島県教育委員会 高校教育指導課長
広島県地域政策局 地域力創造課長
広島県土木建築局 道路企画課長
広島市道路交通局都市交通部 公共交通計画担当課長
広島市道路交通局 道路計画課長
呉市企画部 企画課長
呉市都市部 交通政策課長
東広島市政策企画部 政策推進課長
東広島市建設部 建設管理課長
西日本高速道路株式会社中国支社総務企画部 企画調整課長
広島高速道路公社企画調査部 企画調査課長

市町村が抱く疑問	解説	主な事例
国の支援制度はあるのか	災害救助法、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業を参照下さい。	【参考11・12・13・14】
堆積土砂排除事業と災害廃棄物等処理事業を活用するためにはどうしたらよいか	土砂→堆積、がれき→廃棄物だが、一括撤去スキームもあります。	【参考15】
市町村に代わり、迅速な土砂・がれきの撤去のため、民有地所有者自らが業者と契約し実施する場合、補助対象となるのか。	土砂混じりがれきが生活環境保全上の支障を生じており、民有地所有者との間で事務委任の手続きがなされている場合、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる場合があります。	【参考16】

【参考11】発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る

国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 (災害救助法) <P32参照>	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助) <P33参照>	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】 <P34参照>
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市区町村*が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は 救助実施市 (事務委任を受けた場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府防災	環境省	国交省

※市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者へ依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

【参考12】災害救助法の概要(内閣府防災所管)

障害物の除去

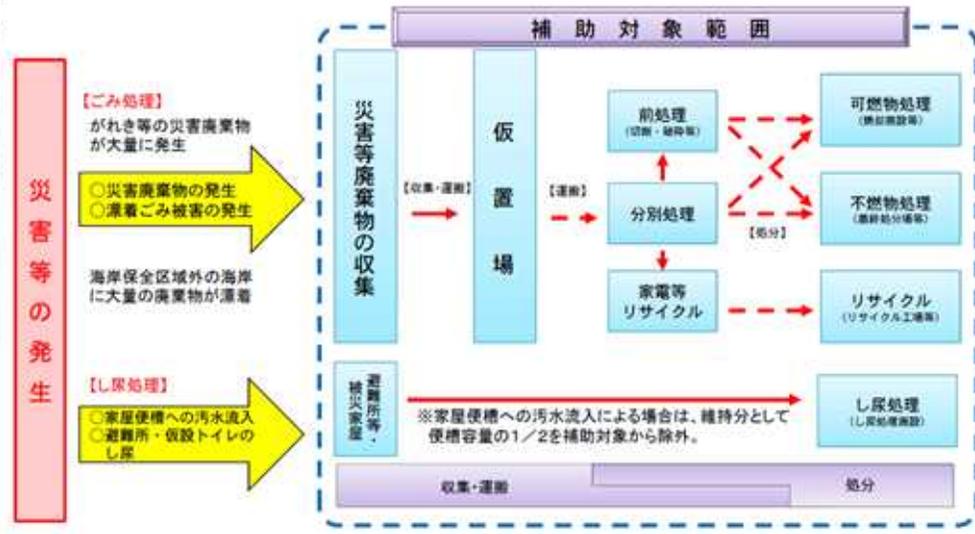
	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>137,900円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

【参考13】災害等廃棄物処理事業について(環境省所管)

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ▶ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分(民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む) ▶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分(災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る) 	
補助先	市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上、その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの(震度基準なし) 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	
補助率	1/2	
地方財政措置	<p><通常災害時> ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p><激甚災害時> ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	
参考	<p>◇災害廃棄物処理業務に関する応援・受援経費 被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費(自治法第252条の17に基づく職員派遣)については、特別交付税措置が講じられている(特別交付税省令第3条第1項第1号)。</p>	

【参考14】堆積土砂排除事業について

【事業範囲】

市町村の市街地※¹における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
 (他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2】

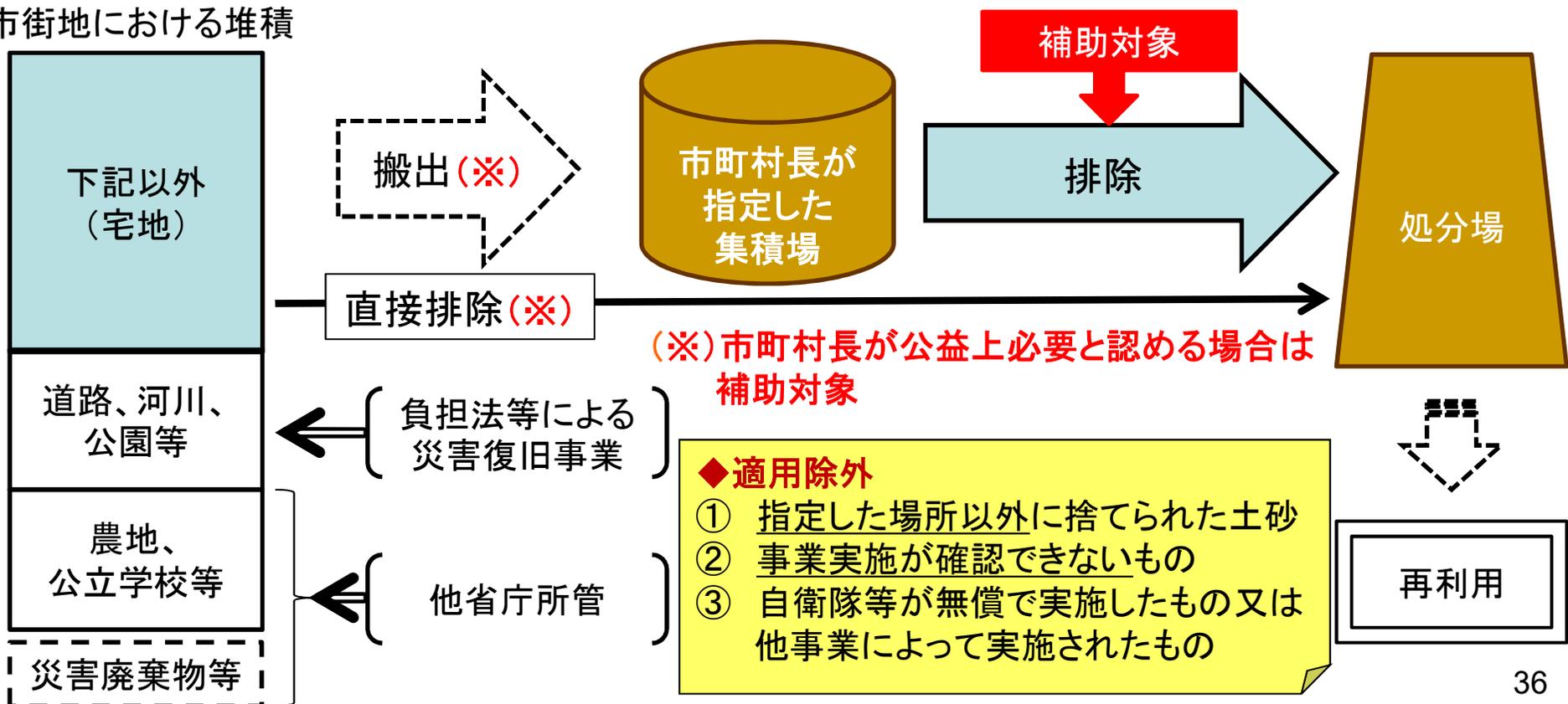
- (a) 堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※¹ 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接)

※² 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

市街地における堆積



- 令和元年東日本台風(台風19号)により、まちなかに廃棄物やがれきとともに大量の土砂が堆積。
- 国土交通省と環境省が連携し、宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂を一括して撤去できるスキームを活用し、市町村が行う土砂等の撤去を促進し、被災者の生活の早期再建を支援。

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」の概要

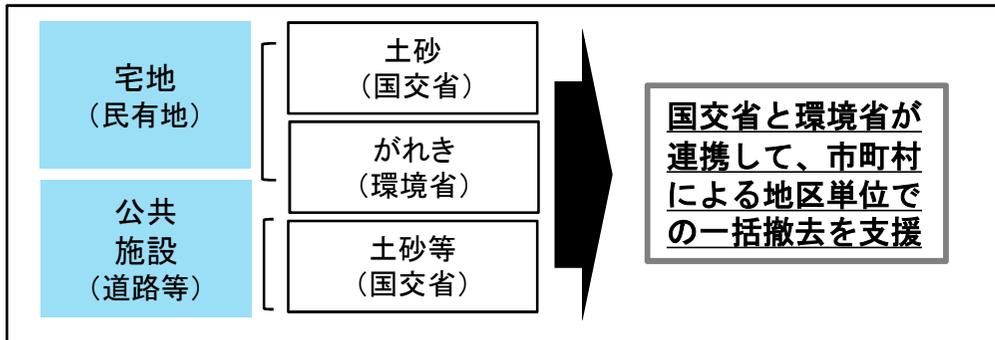
令和元年11月7日：台風第19号等被災者生活支援チーム

(1)生活の再建

➤ 廃棄物・土砂の撤去

- ー環境省・防衛省と連携して、家屋内を含めて宅地内やまちなかに堆積した土砂等の迅速な撤去を実施
- ー市区町村の一括撤去に係る自治体の実質的な負担を軽減

○がれき、土砂排除の連携スキーム



○本省からの職員派遣等による技術支援

●被災自治体(8県21市町)に本省都市局職員を派遣。

土砂の堆積状況の把握及び被災自治体に対する技術的助言を実施。

●自治体の要請に基づき、応援職員のための調整を実施。(平成30年7月豪雨の際に堆積土砂排除事業の実施経験のある自治体より派遣) 派遣先:岩手県普代村、宮城県丸森町



事業活用に向け国交省より事業制度を説明

【東日本台風により被災し、堆積土砂排除事業を活用する地方公共団体】

7県13市町村

県名	市町名
岩手県	久慈市、山田町、普代村
宮城県	丸森町
栃木県	佐野市
群馬県	富岡市、嬬恋村
埼玉県	さいたま市、川越市、吉見町
東京都	八王子市
長野県	長野市、佐久市

※下線の3市町は、環境省と連携を実施。

【事業実施例(群馬県富岡市内匠(たくみ)地区)】



事業実施前

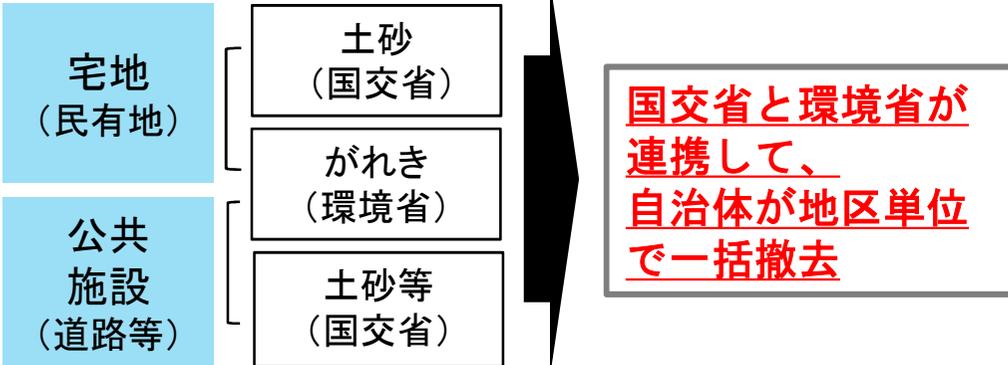


事業実施後

- まちなかに廃棄物やがれきとともに大量の土砂が堆積。
- 国土交通省と環境省が連携して、市町村が一括撤去できるスキームを構築し、堆積した廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を促進し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげる。

まちなかに堆積したがれき、土砂を迅速に撤去する新たなスキーム

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」
(平成30年8月2日 平成30年7月豪雨被災者生活支援チーム決定)



加えて

- 被害の大きい地区で工程表作成
- 国土省等のリエゾンによる**技術支援**
- 手続きの簡素化や**自治体の実質的な負担軽減**

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」の概要

(1) 生活の再建

- 廃棄物、がれき、土砂の処理
 - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
 - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化

【堆積土砂排除事業を活用する地方公共団体】

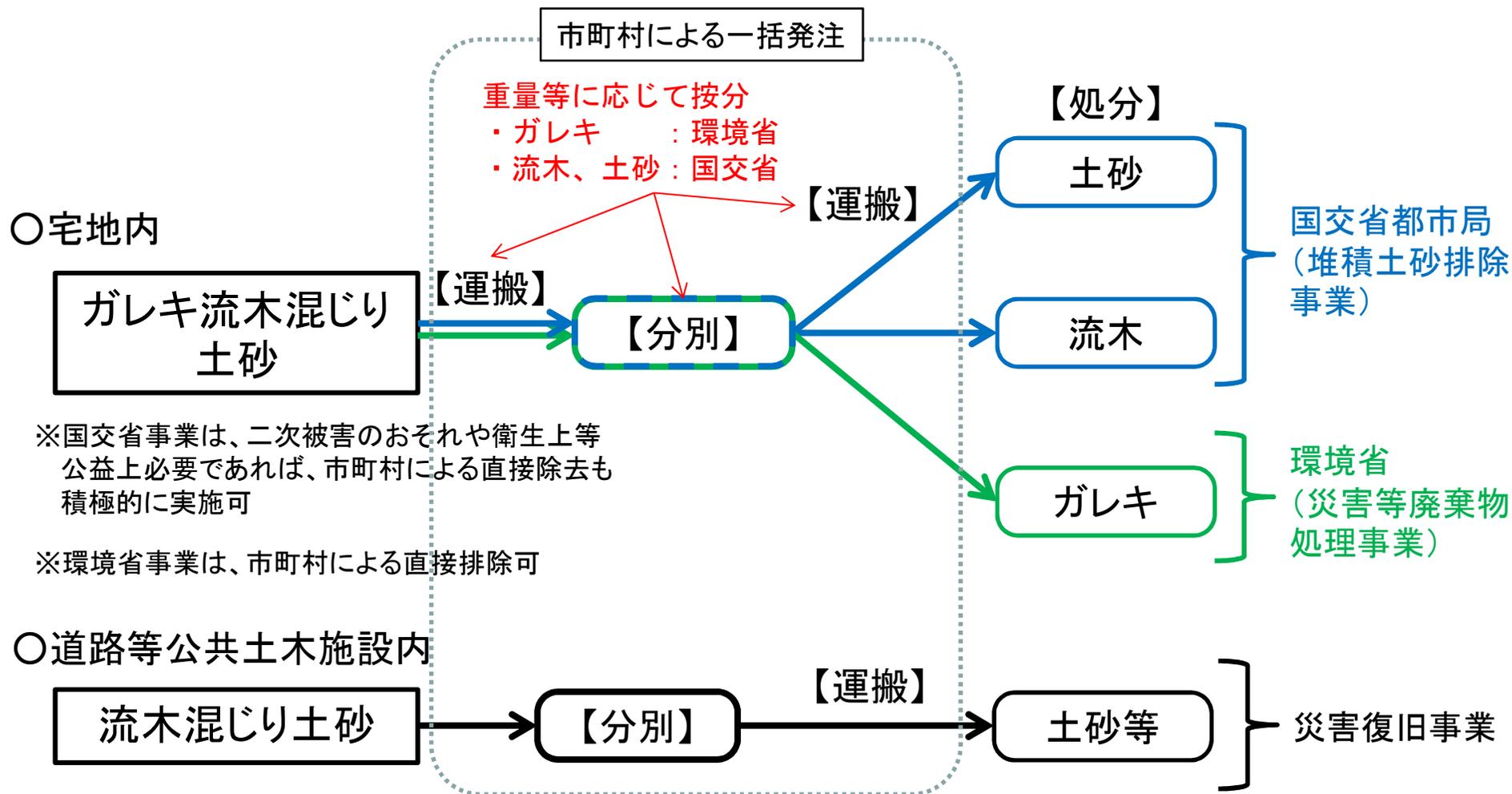
17市町で活用

県名	市町名
兵庫県	神戸市
岡山県	倉敷市
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
愛媛県	宇和島市、西予市
福岡県	太宰府市

※下線の11市町が環境省と連携

【事業実施例(広島県坂町小屋浦地区)】

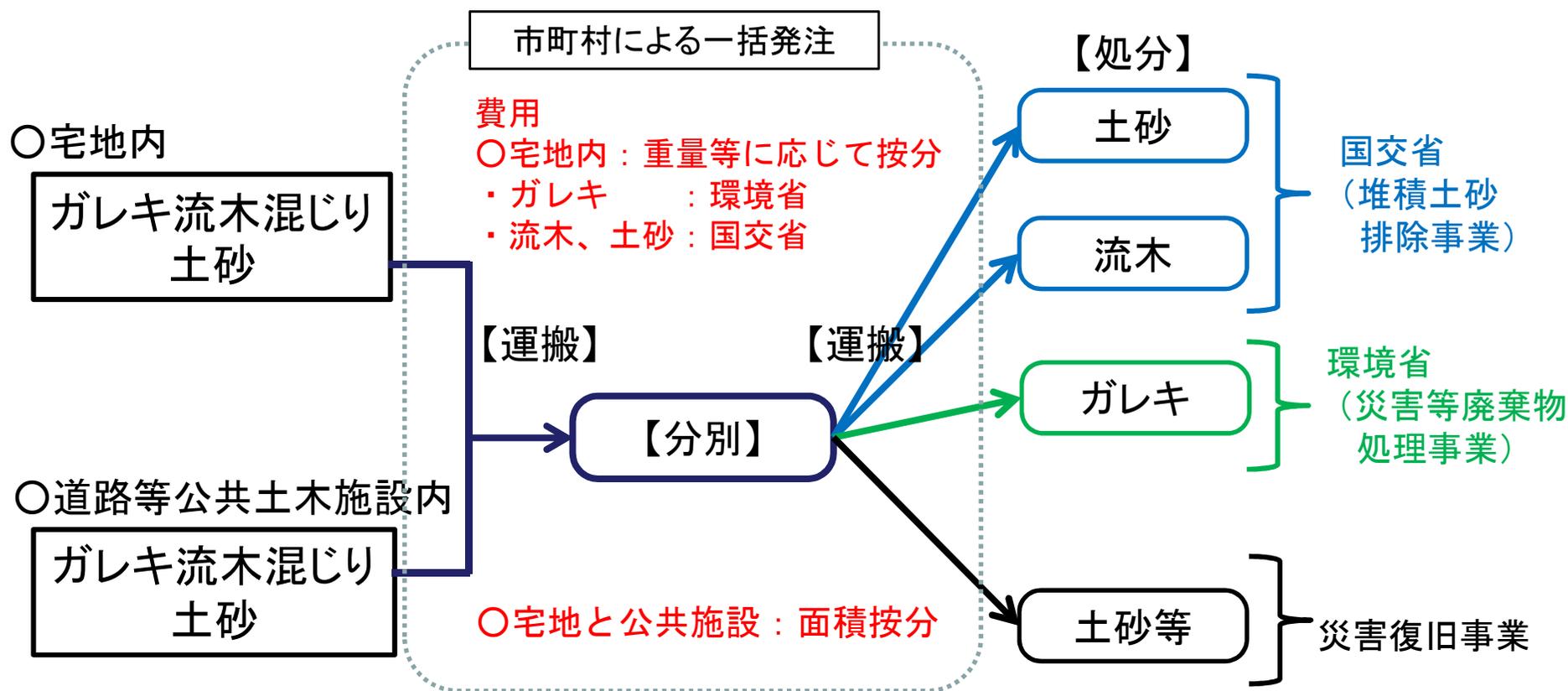




- ・ 各事業は、査定前着工可
- ・ 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- ・ 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- ・ 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと

【参考15】土砂・がれき撤去の事業区分

(宅地・道路等が一様に埋没している場合)



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや公衆衛生上等
 公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可

- 各事業は、査定前着工可
- 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと

【参考16】所有者等によって土砂混じりがれきを撤去した場合の費用償還の事例

事務連絡

平成30年7月20日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて（周知）

平成30年7月豪雨による土石流や大規模な河川の氾濫などで大量の土砂や流木、岩石等が発生し、それらが家屋を飲み込むことで全壊となり、また、宅地内には多くの土砂混じりがれきが堆積しております。

被災市町村においては、全壊となった家屋や宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去に関し、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用し、その他の廃棄物も含めて鋭意処理を進めておられることと存じます。

被災市町村による全壊家屋や土砂混じりがれきの撤去開始前において、既に当該宅地の所有者等が自らの宅地内の全壊家屋や土砂混じりがれきの撤去に着手し、又は終了した場合の撤去費用の償還に関する特例措置に係る手続きについて、被災市町村において円滑に実施されるよう、参考となる情報を別添のとおりお示しします。

なお、本事務連絡にてお示しする手続は一例として示しているものであり、本事務連絡においてお示している手続と同等の内容、その他必要な書類が備えられている場合には撤去費用として適正な額について災害等廃棄物処理事業の補助対象となり得ます。

また、上記でお示した全壊家屋や土砂混じりがれきの撤去のみが費用の償還対象となるわけではなく、その他の災害等廃棄物処理事業についても適用できる可能性があることを申し添えます。

<連絡先>
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 吉田（補助金担当）、
福永（技術担当）、
大塚（法令担当）
TEL 03-5521-8337（直通）
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去費用等申請書の
利用に当たっての注意事項

（1）利用前にご確認いただきたい事項

➤ 災害等廃棄物処理事業費補助金は、環境省担当官及び財務省立会官による実地調査（災害査定）において、災害により「特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用」と認められた費用に対してのみ交付されます。
費用負担に係る申請書（以下「本件申請書」といいます。）により市町村が所有者等に対して支出する費用のうち、全額が必ず災害等廃棄物処理事業の補助対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

➤ 本件申請書は、貴自治体による事業開始前において既に所有者等が実施し、廃棄物の撤去が終了した費用を貴自治体において負担するための手続に利用可能な書面の一例であり、貴自治体の条例、会計規則等を全て反映したものではありません。そのため、本件申請書と貴自治体の条例、会計規則等が整合しているかについて必ずご確認ください。

（2）利用するに当たってご注意ください事項

➤ 家屋の権利関係に関するトラブルを防止するため、当該家屋の撤去費用を支払う前に下記の事項を原則として登記事項証明書にて必ずご確認ください。
特に家屋等の撤去費用に係る申請があった場合においては、注意して下記の事項をご確認ください。

- ① 本件申請書により家屋の撤去費用の申請を行っている者と家屋の所有者が同一人物であること
（同一人物でない場合、家屋の撤去及び当該撤去に関する一切の事務について委任する内容の委任状（当該家屋の所有者の署名押印のあるものに限ります。）を必ず提出してもらってください。）
- ② 家屋に抵当権等の担保物権が存在する場合には、当該担保物件等の権利者が、撤去することについて同意していること
- ③ 家屋が差押え等を受けていないこと

➤ 災害により全壊した家屋や宅地内土砂混じりがれき等についての撤去費用以外の費用を支払ってしまうことを防止するため、撤去費用等を支払う前に、必ず下記の事項を、り災証明書、施工金額及び内訳を確認できる書類、業者作成の解体証明書、並びに施工前・施工中・施工後の写真等にてご確認ください。

- ① 費用請求に係る家屋が、災害によって全壊したものであること
- ② 請求されている費用が、災害によって全壊した家屋や土砂混じりがれきの撤去に必要であると認められる範囲内の費用であること

【参考16】所有者等によって土砂混じりがれきを撤去した場合の費用償還の事例

③ 土砂混じりがれきについては、廃棄物であると判断するに足る程度にがれきが混じっていることが確認できるものであること。

- 二重払い等費用の支払いに関するトラブルを防止するため、家屋や土砂混じりがれきの撤去費用を**支払う前に必ず、当該費用の振込先が、本件申請書により申請を行ったご本人の口座であることを、ご確認ください。**

(3) 法律構成に関する注意事項

- 本件申請書の法律構成は、業者に対する家屋及び土砂混じりがれきの撤去の委託を家屋所有者による事務管理と解して、民法第702条第1項又は第2項に基づき、貴自治体に当該撤去費用を請求するという法律構成を取っています。



<参照条文>

民法第697条

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。
- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

民法第702条

- 1 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。
- 2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。
- 3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

- 家屋所有者の業者に対する債務を市町村が引き受ける形（債務引受）の法律構成を取ってしまうと、業務委託料が撤去費用を大幅に超えており、妥当でない場合等であっても、市町村が債務者として業務委託料を撤去業者に対して支払う法的義務を負うこととなりますので、ご注意ください。

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

令和元年東日本台風（台風19号）等において浸水や土砂崩落などにより宅地等に甚大な被害が発生した。その被害対応に「堆積土砂排除事業」等を活用頂いているが、今後の更なる事業の活用等へ向け、初動対応や体制、課題などの把握を行うことを目的としたアンケート調査を実施した。

○アンケート概要

- ・調査目的：土砂撤去について、初動対応や体制、手法、課題等を調査・分析し、今後の更なる事業の活用を図る
- ・調査対象：令和元年東日本台風（台風19号）の被害に伴い「堆積土砂排除事業」を活用した13自治体（7都県の8市3町2村）
- ・実施期間：令和2年1月8日～24日
- ・調査方法：調査対象自治体に電子メールにて依頼すると共に、必要に応じて聞き取り調査を実施

その結果として、速やかな土砂撤去のためには、以下の点が重要と考えられる。

あらかじめマニュアル等を作成し、被災時の庁内体制、出動フロー、土捨場の確保などを定める事前準備が必要

直接排除の実施など、個人の宅地に関しても行政が積極的に支援することが必要

被災直後から事業の経験を有した人員の派遣や助言が求められる

事業の説明会や勉強会に災害担当者が定期的に参加することが必要

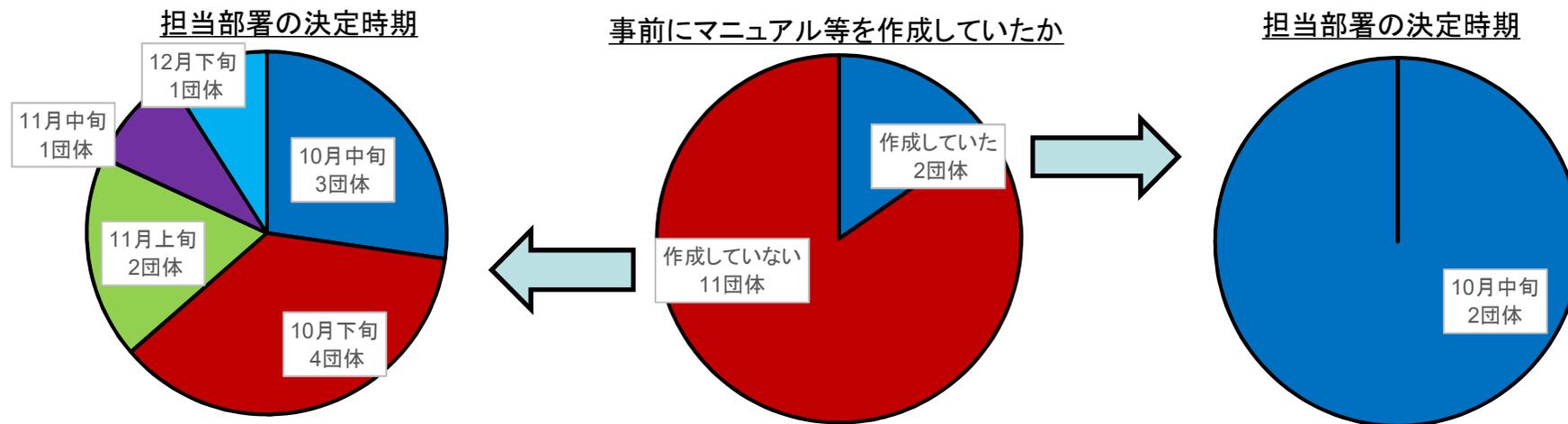
「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

1 事前準備

令和元年東日本台風（台風19号）の被害に伴い堆積土砂排除事業等を活用している7都県の8市3町2村の自治体を対象にアンケート調査を実施

○主なアンケート結果

- ◆電話対応に迫われ、なかなか現地に行くことができなかった。また、**行政がどこまで対応するか**の線引きが難しかった
- ◆堆積土砂排除の補助があるとは知らず、どのような**内容を把握すべきか**の知識が無かった
- ◆インフラや小中学校等の復旧を優先したため、**宅地の土砂排除は後回し**となった
- ◆環境部局との連携が必要であり、**業務分担等どうするか**決まらなかった



- 事前にマニュアル等の作成が行われていた地方公共団体は13団体のうち、2団体
- マニュアル等を作成していた2団体は、10月中旬には担当部署が決定し、速やかに対応できた。
※**地域防災計画**や**水防計画**にがれき処理や土砂撤去等の市町村の対応を事前に定めていた。
- マニュアル等を作成していなかった11団体は、担当部署の決定が11月～12月になるなど、その後の事業スケジュールに影響があった。

あらかじめマニュアル等を作成し、被災時の庁内体制、出動フロー、土捨場の確保などを定める事前準備が必要

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

2 宅地等への行政支援

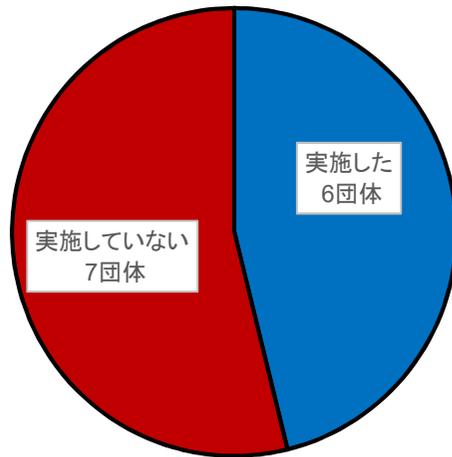
(1) 行政による直接排除の実施

- ◆危険が伴う場所については行政から業者へ依頼した
- ◆地権者からの相談や申し入れがあり、手作業で撤去ができないことを条件に行政による直接排除を実施した

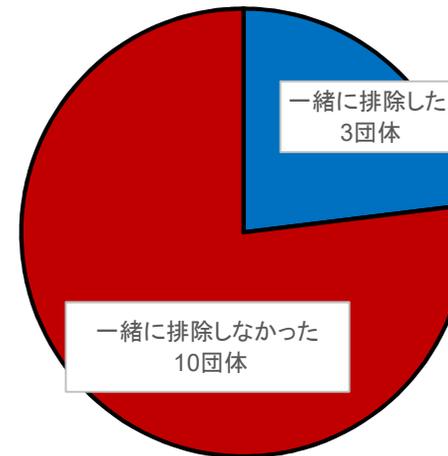
(2) がれき撤去との連携

- ◆住民等に対し、土砂とがれきを可能な限り分別するよう要請したが、分別できなかった土砂を一緒に排除した

(1) 直接排除の実施



(2) がれき撤去との連携



- 住民やボランティアでの土砂撤去が困難な場合、積極的に行政による直接排除が実施された
- 土砂とがれきの分別が困難な場合には環境省との連携がとられた

直接排除の実施など、
個人の宅地に関しても行政が積極的に支援することが必要

「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果

3 その他

(1) 人員体制について

○主なアンケート結果

- ◆土砂撤去には多くの人員、土木技師の知識が必要であり、小さな自治体で実施していくのは困難
- ◆他自治体からの支援（人員派遣）は非常に役に立った（堆積土砂排除事業の経験のある職員を6自治体より派遣）

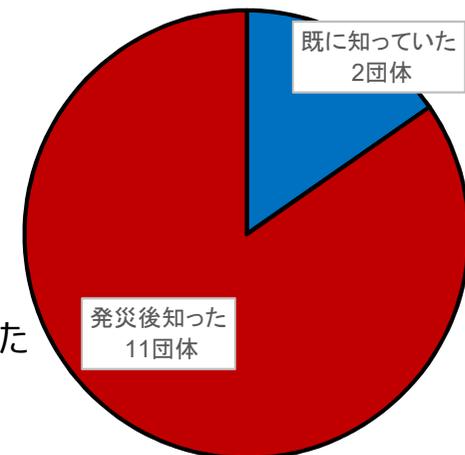
被災直後から事業の経験を有した人員の派遣や助言が求められる

(2) 事業の認識について

○主なアンケート結果

- ◆事業内容について、担当者が熟知しておく必要がある
<事業内容の認識不足により生じた事例>
 - ・土砂撤去前の被災している写真を撮影していない箇所があり、査定時に苦労した
 - ・複数の建設業者で直接排除を実施したが、撤去土量の把握を統一基準で指示できていなかったため、まとめるのに苦慮した
 - ・独立した家屋が10戸以上隣接し、かつ被災戸数が10戸以上だと、都市計画区域外でも補助対象になると知らなかった

堆積土砂排除事業を知っていたか



事業の説明会や勉強会に災害担当者が定期的に参加することが必要

堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答

【堆積土砂排除事業】

- 1 「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

【堆積土砂】

- 2 本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。
- 3 家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。
- 4 私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

【地域要件】

- 5 本事業の対象となる地域はどこか。(地域要件)

【規模要件】

- 6 本事業の要件である「堆積土砂の総量 30,000 m³以上」や「一団をなす堆積土砂が 2,000 m³以上」、「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m³以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。(規模要件)

【対象経費】

- 7 本事業において対象となる経費は何か。
- 8 「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。
- 9 本事業の適用除外となるものは何か。

【災害査定】

- 10 本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。
- 11 本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。
- 12 本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。
- 13 災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

【その他】

- 14 宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。
- 15 本事業を活用する際の市町村の財政負担はどの程度か。

【災害等廃棄物処理事業との連携】

- 16 環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。
- 17 本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。
- 18 本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）とは何か。
- 19 連携スキームを活用する際の留意点は何か。
- 20 連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

【堆積土砂排除事業】

1 「堆積土砂排除事業」とはどのような事業か。

「堆積土砂排除事業」とは、災害により宅地等に堆積した土砂を、市町村が運搬処分する際にかかった経費を国が補助する事業である。具体の事業範囲は以下のとおりである。

＜事業範囲＞

一の市町村の区域内の市街地において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、以下の（a）～（c）のいずれかの場合で、市町村が以下の①又は②を排除する事業（他の法令により処理されるものは除く）

（規模要件）

- （a）堆積土砂の総量 30,000 m³以上
- （b）一団をなす堆積土砂が 2,000 m³以上
- （c）50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m³以上

（対象となる土砂）

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

【堆積土砂】

2 本事業の対象となる「堆積土砂」とは何か。

豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。この土砂とは、いわゆる自然由来のものであり、倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物は対象とならない。

3 家屋内に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

床下など家屋内に流入・堆積した土砂についても、本事業の対象となる。

なお、査定時に家屋内に堆積した土量が確認できるよう写真により記録を保存しておく必要がある。

4 私道に堆積した土砂は本事業の対象となるか。

本事業の対象となるが、他の法令により処理される場合は除かれる。

なお、本事業は堆積土砂を排除するものであり、たとえ私道の路面などが被災していたとしても被災個所の復旧は対象とならない。

【地域要件】

5 本事業の対象となる地域はどこか。(地域要件)

本事業の対象となる地域は「市街地」であり、その「市街地」の定義は、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。

「同区域外の人家、工場等の集落地」の集落地とは、独立した家屋が10戸以上隣接している場合（1戸とは1世帯が有している倉庫、納屋等を含む）をいう。

つまり、都市計画区域外においては、被災戸数が「10戸以上」であり、その「10戸以上」が隣接している場合に、本事業の対象となる。

なお、都市計画区域外を本事業の対象とする場合には、事前に国土交通省に相談されたい。

【規模要件】

6 本事業の要件である「堆積土砂の総量 30,000 m³以上」や「一団をなす堆積土砂が 2,000 m³以上」、「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m³以上」における堆積土砂量の取り扱い如何。(規模要件)

本事業の要件となる堆積土砂量 30,000 m³、2,000 m³とは、本事業で撤去対象となる、いわゆる宅地内の堆積土砂量だけでなく、本事業の対象外となる他の補助制度等により処理されるもの（道路、河川、農地等）も含めた堆積土砂量である。

つまり、宅地内の堆積土砂量が 30,000 m³、2,000 m³を下回っていても、当該要件を満たせば本事業の対象となる。詳細は、以下のとおりである。

(1) 「堆積土砂の総量 30,000 m³以上」

市街地内に 30,000 m³以上の堆積土砂が総量としてあればよい。この場合、堆積土砂が宅地内の土量のみで 30,000 m³以上存する必要はなく、他の法令等により処理されるものも含め、いわゆる市街地内総量として 30,000 m³以上あれば補助対象となる。

従って、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば 1,000 m³でも補助対象となる。

(2) 「一団をなす堆積土砂が 2,000 m³以上」

市街地全体では 30,000 m³以上はないが、例えばA地区に 2,000 m³以上の一団をなす堆積土砂があれば、当該地区のみが補助対象となる。

A地区からさらに100m離れてB地区に 2,000 m³以上の一団をなす堆積土砂があれば、同様に、B地区として補助対象となる。

この場合においても、(1)と同様、他の法令等により処理されるものを含め 2,000 m³以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば 1,200 m³でも補助対象となる。

(3) 「50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000 m³以上」

一団をなす堆積土砂量は2,000 m³以下であるが、A地区に500 m³存し、更に10mは離れたB地区に300 m³存し、更に18m離れたC地区に800 m³存し、更に14m離れたD地区に600 m³あれば、A～D地区で合計2,400 m³あるので補助対象となる。

この場合においても、(1)と同様、他の法令等により処理されるものを含め2,000 m³以上の一団をなす堆積土砂があればよく、本事業の対象としての宅地内の土量が、例えば900 m³でも補助対象となる。

【対象経費】

7 本事業において対象となる経費は何か。

市町村が、以下に該当する堆積土砂を排除する事業にかかった費用である。

(1) 都市計画区域内

都市計画区域内にあっては、都市施設（街路、公園、下水道等）に堆積したもの及び他の法令により処理されるもの（例：道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理されるもの）を除く、一般の宅地内等に堆積した土砂について、市町村長が指定する場所まで、個人、法人、その他（ボランティア、消防団、自衛隊等）が搬出集積したものを、市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

(2) 都市計画区域外

都市計画区域外にあっては、市街地（人家、工場等の集落地）に堆積したもののうち、他の法令により処理されるもの（上記（1）と同様）を除く、一般の宅地内等に堆積したものを（1）の方法により市町村が運搬・処分等した際にかかった費用。

(3) 直接排除

市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めた場合は、宅地内から直接排除、運搬・処分等した際にかかった費用。

8 「公益上重大な支障がある」とは、どのような場合か。

本事業は、被災者等が指定された集積場まで搬出・集積した土砂を、市町村が処分場まで運搬・処分することを基本としているが、被災地に堆積土砂を放置することが「公益上重大な支障がある」と認められる場合には、市町村が自ら直接土砂を搬出（直接排除）することが可能である。

このときの「公益上重大な支障がある」場合とは、例えば、二次災害が懸念される場合や、一般の交通、消防防災活動、公衆衛生、都市施設の機能に支障をきたす場合等が挙げられる。

9 本事業の適用除外となるものは何か。

本事業の適用除外となる主なものは以下の通りである。

(1) 市町村長が指定した場所以外に捨てた土砂にかかるもの

- (2) 事業の実施が確認できないもの
- (3) 自衛隊、地元、ボランティア等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの
- (4) 他の法令により処理される土砂（例：道路、河川、公立学校、農地、港湾施設、公営住宅等に堆積し、他の災害復旧事業で処理される土砂）

災害査定時に適用対象外とならないように、公報やホームページ等で必ず集積場を速やかに指定する、事業実施が確認できるように被災状況や堆積厚の写真等を保存しておくなど注意が必要である。

【災害査定】

10 本事業の事業費の決定はどのように行われるのか。

本事業は、都市災害復旧事業であり、災害査定により決定される。

具体には、市町村長から国土交通大臣宛てに申請された国庫補助申請書に基づき、本事業を担当する査定官（国土交通本省または地方整備局等）及び立会官（財務省地方財務局）が、申請者（市町村）から被災現場等で被災状況、復旧工法等の説明を受け、被災の事実・採択要件等を確認し工事費等を決定することとなる。

11 本事業の災害査定で確認される事項及びその留意点は何か。

災害査定で確認される事項及びその留意点は以下の通りである。

(1) 災害査定での主な確認事項

- ① 堆積した土量が要件を満たしているか
- ② 査定申請した排除土量が確認できるか
- ③ 市町村長が指定した集積場であることが確認できるか

(2) 対応する上での留意点

①の対応

- ア) 堆積したエリアの状況が判断できる写真（規模感をつたえるため）
- イ) 土量算出のための堆積厚を計測した状況写真
堆積範囲に対し適度なポイントで計測を実施すること（偏らないこと）
すでに撤去した場合は、壁等に残っている堆積の跡を計測した写真

②の対応

- ウ) 上記イ) 同様
- エ) 運搬したダンプ台数が証明できるもの
- オ) 運搬状況の写真
- カ) 仮置した土量の計測（申請に必要な土量となっているか）

③の対応

キ) 市町村長が集積場として指定したことが証明できる事務連絡や通知文
(回覧板などに付けているビラ等)

1 2 本事業の対象となる堆積土砂量は、どのように推計するのか。

本事業の対象となる堆積土砂量について、推計を行う場合の基本となる手法は以下の2通りである。

これによらない推計を行う場合には、事前に国土交通省と協議を行う必要がある。
(災害査定を円滑に行うためにも、いずれの手法で推計を行う場合でも、まずは、事前に国土交通省に推計手法を相談されたい。)

(1) 土砂が宅地にある場合

土砂が宅地に残存し、集積場所において対象となる堆積土砂の全量を把握できない場合

- ① 地区毎に数か所の宅地の堆積厚を測定し、地区毎の平均堆積厚を算出(地区の面積に応じて、最低3~5か所程度は測定すること)
- ② ①で得られた地区毎の平均堆積厚に、当該地区の宅地面積を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出(宅地面積には、道路、農地、公園等を除くこと)
- ③ ②で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土量とする

(2) 土砂が集積場所にある場合

土砂が既に搬出され、集積場所において対象となる堆積土量の全量を把握することができる場合

- ① 集積された土量の測定から土砂量を算出
- ② ①で得られた土砂量を、当該集積場所へ搬出することとなる各地区の面積比で案分し、地区別の土砂量を算出
- ③ ②で得られた地区別土砂量に当該地区の宅地率(土地利用面積全体における宅地の割合)を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出
- ④ ③で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、本事業の対象となる堆積土量とする

※平成30年6月29日付事務連絡「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について(通知)」も参考にされたい。

1 3 災害査定が行われる前に堆積した土砂を市町村が撤去する、いわゆる「査定前着工」は可能か。

本事業は査定前着工が可能であり、速やかな復旧のためにも積極的に活用されたい。
ただし、査定時には採択要件である堆積土量等を確認することとなるので、土砂撤去

後においても土量等が確認できるよう写真により堆積状況（厚さ、範囲等）の記録を保存しておく必要がある。

なお、本事業の適正かつ迅速な実施を図るためにも、事前着工する際には、国土交通省と事前打合せを行うことが望ましい。

【その他】

14 宅地に堆積した土砂について、速やかに撤去されるよう個人の作業負担を軽減するための手法は何か。

宅地に堆積した土砂の撤去について、例えば以下の方法により個人の作業負担を軽減することができる。

(1) 集積場を各戸前の道路に指定する

集積場を各戸の門前の道路脇に指定することで、個人が宅地から集積場まで土砂を運搬する手間を省くことが可能となる。

指定する際には、広報誌や回覧板、HP掲載等により実施することとなる。

(2) 市町村が宅地内の土砂を直接排除する

市町村自らが、宅地内から堆積した土砂を直接搬出（直接排除）する。（公益上重大な支障があると認められる場合）

(3) 土のう袋を配布する

土砂を搬出するための土のう袋を無料配布することにより、個人が土砂を搬出しやすくする。併せて、市町村においても集積された土砂を排除しやすくなる。（土のう袋は補助対象外）

15 本事業を活用する際の市町村の財政負担はどの程度か。

本事業の補助率は、1/2（激甚災害指定に伴い嵩上げとなる場合あり）。

残りの市町村負担分1/2については、起債充当率100%、そのうち95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）される。

つまり、本事業を活用した際の市町村の実質的負担は2.5%となる。（市町村の財政状況により異なる）

【災害等廃棄物処理事業との連携】

16 環境省所管「災害等廃棄物処理事業」とはどのような事業か。

地震、台風等の被災等に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理にかかる費用について、国（環境省）が補助を行う事業である。

17 本事業と「災害等廃棄物処理事業」との主な相違点は何か。

本事業で排除が可能なものは、豪雨や洪水などの災害により発生した土砂の流入、崩

壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の、いわゆる自然由来のものが対象となっている。

一方で、災害等廃棄物処理事業は、主に災害等による倒壊家屋やがれきなどの災害廃棄物が対象となっている。

18 本事業と「災害等廃棄物処理事業」等との連携（連携スキーム）とは何か。

連携スキームとは、災害により宅地に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合において、本事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業の対象となるがれきに分別することなく、まずは土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することである。

これにより、土砂とがれきに契約・業者等を分けることなく、一括発注で撤去を行うことができ、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

連携スキームを活用する場合には、市町村の事務負担を軽減するために、申請のワンストップ化（国土省又は環境省いずれかに申請）や両事業に共用する申請書類の簡素化が可能である。

なお、道路等公共土木施設内の土砂撤去（公共土木施設災害復旧事業）についても、本事業や災害等廃棄物処理事業と併せて実施することができる。

19 連携スキームを活用する際の留意点は何か。

主な留意点は以下の通りである。

（1）査定時の費用の按分

連携スキームを活用する場合に、土砂とがれきの重量比にて費用の按分を行う必要があるが、事業実施段階においては最終的な重量比が出ていないため、サンプル等を用いた重量比にて費用を按分し査定設計書を作成する必要がある。

（2）必要となる仮設備

土砂とがれきの分別を行う仮置き場等において、敷鉄板や仮囲い、分別機械等が必要となる場合、その経費が補助対象となるかどうかは、必要性の整理を頂き事前に個別に相談されたい。

（3）積み替え場所としての仮置き場

集積場所から分別の為の仮置き場、処分場までの運搬において、別途その道中に積み替えのための仮置き場を設ける必要がある場合は、そのための経費が補助対象となるかどうかは、その積み替え場所としての仮置き場の必要性の整理を頂き個別に相談されたい。

20 連携スキームを活用する場合の災害査定はどのように行われるのか。

災害査定は、国土交通省、環境省の両査定官により、財務省係官（立会官）が立ち合いの上、原則、一括して（3者が一堂に会して）、現地（実地及び机上）にて行うこととなる。

【問合せ先】

事例ガイド・堆積土砂排除事業について 国土交通省都市局都市安全課
電話：03-5253-8402

災害救助法について 内閣府防災
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）
電話：03-5253-2111

災害等廃棄物処理事業について 環境省
環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付
災害廃棄物対策室
電話：03-5521-8358